

■作業環境測定結果の評価基準及びそれに基づく環境改善に関する講習会

労働衛生の3管理の一つである作業環境管理は、作業環境中の有害要因を取り除いて適正な作業環境を確保するもので、職場における労働者の健康障害を防止するための根本的な対策であります。

作業環境管理を進めるに当たっては、的確な作業環境測定を行うこと（労働安全衛生法第65条）、鉱物性粉じん、特定化学物質、石綿、鉛及び有機溶剤に係わる作業場については、測定結果を作業環境評価基準（厚生労働省告示）に従って適正に評価し、その評価に基づいて、局所排気装置など各種設備の改善や的確な整備等を行うこと（法第65条の2）が必要であります。

このように、作業環境測定は、測定が目的ではなく、その結果の評価に基づき必要な措置が講じられ、良好な作業環境の実現と維持につながるものでなければなりません。

測定結果の適切な評価とそれに基づく措置を実施するためには、作業環境測定を作業環境測定機関に委託する場合でも当該機関と十分な意思疎通を図ることができ、また、事業場の衛生委員会（安全衛生委員会）における測定結果と評価、改善に関する審議（労働安全衛生規則22条）の場に必要情報を提供・説明できる人材を社内に育成しておくことが必要です。